

印西市立船穂小学校・印西市立本埜中学校における小規模特認校制度の導入について(案)

1. 小規模特認校制度導入の検討の経緯について

令和3年8月19日に「印西市・学校適正配置を考える会」の代表から、「1, 小規模特認校制度を導入し、過小規模の解消」、「2, スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模の解消」、「3, 「過小規模を解消し小規模校の存続」と「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」」を要望内容とする要望書が10,483人分の署名とともに市長へ提出されたこと、また、同日に同様の要望内容で印西市議会議長へ「教育環境改善に関する請願書」が提出され、令和3年9月30日に市議会において賛成多数で請願書が採択されたことを受け、市教育委員会では、これを尊重し、第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針策定と併せて、学校適正配置の手法の一つとして、小規模特認校制度の導入について速やかに検討を行うこととする。

2. 小規模特認校制度導入の検討対象校について

要望書、請願書に係る議会審議の内容を考慮し、小規模特認校導入の検討対象校（以下「検討対象校」という。）は次の2校とする。

- ・印西市立船穂小学校（印西市船尾1292）
- ・印西市立本埜中学校（印西市笠神250）

【参考】検討対象校の児童生徒数及び学級数の状況

○船穂小学校

学級数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
通常学級数	5	6	6	6	5	4	4
特別支援学級数	2	2	1	1	1	2	2
計	7	8	7	7	6	6	6

※各年5月1日現在

令和3年度の児童数及び学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	4	2	4	8	7	6	31
学級数	複式学級		複式学級		①	1	4(2)

※令和3年5月1日現在

※学級数の○内の数字は、増置教員により複式学級を解消している

※()の数字は、特別支援学級の数

今後の児童数の推移

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1年	8	11	7	11	6	10
2年	4	8	11	7	11	6
3年	2	4	8	11	7	11
4年	4	2	4	8	11	7
5年	8	4	2	4	8	11
6年	7	8	4	2	4	8
計	33	37	36	43	47	53

※各年度の入学予定児童数については、学区外就学を考慮していない

○本埜中学校

学級数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
通常学級数	3	3	3	3	3	3	3	3
特別支援学級数	2	2	2	2	1	1	2	2
計	5	5	5	5	4	4	5	5

※各年5月1日現在

令和3年度の生徒数及び学級数

	1年	2年	3年	合計
生徒数	10	9	12	31
学級数	1	1	1	3 (2)

※令和3年5月1日現在

※ () の数字は、特別支援学級の数

今後の生徒数の推移

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1年	15	16	13	16	13	11
2年	10	15	16	13	16	13
3年	9	10	15	16	13	16
計	34	41	44	45	42	40

※各年度の入学予定生徒数については、本埜小学校の児童数（令和3年5月1日現在）を基に算出

3. 小規模特認校制度導入の目的について

小規模特認校制度の導入にあたっては、小規模校の課題は解消できないものの、小規模校のメリットを最大限生かすとともに、デメリットの最小限化に努めるものとし、土地利用の観点から新たな児童及び生徒の社会的増加が見込めない船穂小学校及び本埜中学校において、一定の条件のもと通学区域外からの児童及び生徒の入学または転学を認め、豊かな人間性を培うとともに児童数及び生徒数の安定化を目指すことを目的とする。

4. 小規模特認校制度の実施の時期について

- ・小規模特認校制度は、令和5年4月1日から実施するものとする。
- ・令和4年度は制度導入開始までの移行期間として、検討対象校への学区外就学の相談を受け付け、学区外就学を柔軟に認め、準備が整った段階で随時、入学、転学ができるよう対応を図るものとする。

なお、学区外就学の相談においては、「5. 小規模特認校（検討対象校）の就学条件について」を満たすもの及び検討対象校の学校長の面談を必須とする。

5. 小規模特認校（検討対象校）への就学条件について

- ・印西市内に住所を有し、児童または生徒を就学させている者または就学を予定する者とする。
- ・保護者の責任と負担において公共交通機関や保護者の送迎などにより安全に通学できること。
- ・入学または転学する児童または生徒の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものであること。
- ・1年以上（または、「原則、卒業まで」）の通学が可能であること。

- ・保護者は検討対象校の経営方針や教育活動について、理解及び協力できること。

6. 学級数の規模及び受け入れ定員について

小規模校の良さを活かすため、船穂小学校及び本埜中学校ともに、1学年1学級とし、20名程度を定員とする。

なお、受け入れる人数は、検討対象校の児童数または生徒数を勘案し、毎年度、教育委員会と検討対象校の校長が協議し、決定するものとする。

7. 就学の手続きについて

[令和4年度]

- ・検討対象校へ就学を希望する者は、現行の「学区外就学許可願」により教育委員会へ申請する。
- ・検討対象校の校長の面談を受けることとする。
- ・教育委員会は、検討対象校の校長と協議し、指定校変更の可否を審査及び決定し、その結果、認める場合は「学区外就学認可書」により保護者へ通知する。

[令和5年度] ※1 今後検討する。

- ・検討対象校へ就学を希望する者は、「(仮)印西市立船穂小学校・本埜中学校の小規模特認校指定実施要綱」※1に基づき、「小規模特認校就学申請書」※1により教育委員会へ申請する。(通常の学区外就学と区別する。)
- ・検討対象校の校長の面談を受けることとする。
- ・検討対象校の校長は「(仮)印西市立船穂小学校・本埜中学校の小規模特認校指定実施要綱」※1に基づき、受け入れに係る「意見書」※1を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・教育委員会は、「小規模特認校就学申請書」※1に基づき、検討対象校の校長の「意見書」※1を考慮のうえ、小規模特認校への就学の可否について審査し、その結果、認める場合は「小規模特認校就学許可書」※1により保護者へ通知する。

8. 検討対象校（船穂小学校）の卒業後の進路について

印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和57年教育委員会規則第1号)(以下「規則」という。)第2条の規定によるものとする。ただし、希望する場合は、規則第3条の規定により印西市立船穂中学校に就学することができるものとする。

○印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(抜粋)

第2条 印西市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。(別表省略)
 第3条 政令第8条の規定により申立てをする保護者は、学区外就学願(別記様式)を印西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
 2 教育委員会は、前項の申立てを調査し、その理由が正当であると認めるときは、印西市立小学校又は中学校の指定を変更することができる。

9. 小規模特認校に係るスクールバスの運行について

小規模特認校に係るスクールバスの運行については検討しないが、全市的なスクールバスの運行については、今後検討が必要であると考えます。

10. 小規模特認校制度導入に向けたスケジュール(案)について

別紙のとおり。

(注) 上記の内容は、令和3年11月17日時点の案であり、今後修正される場合がある。

小規模特認校制度の導入に向けたスケジュール（案）

実施時期	内容	備考
R3.10.21(木)	請願の内容及び小規模特認校制度の説明	学校適正配置審議会（第3回）
R3.11 中旬	<ul style="list-style-type: none"> 実施概要（案）の検討・作成 導入スケジュール（案）の検討・作成 	学務課
R3.11.17(水)	<ul style="list-style-type: none"> 小規模特認校制度の導入事例について 印西市立船穂小学校・本埜中学校における小規模特認校制度の導入について（案） 導入スケジュール（案）の審議・決定 	学校適正配置審議会（第4回）
R3.12.8(水)	実施概要及び導入スケジュールを説明	教育委員会定例会
R4.1	第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針に係る審議を予定	学校適正配置審議会（第5回）
R4.2 中旬	説明会①（意思確認） 対象者：小規模特認校の対象学区の地域住民及び保護者	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民 保護者
	周知①（小規模特認校制度実施予定の周知）	HP 等
	移行期間中の学区外就学の対応① <ul style="list-style-type: none"> 移行期間中の検討対象校への学区外就学の相談を開始 移行期間中の学区外就学による転入学審査 	学務課（令和4年度は移行期間として検討対象校への学区外就学を柔軟に認める。）
R4.3 上旬	説明会①の結果を報告	学校適正配置審議会（第6回）
R4.3 上旬	市議会への報告（制度導入の検討状況等）	市議会
R4.4	移行期間中の学区外就学の対応② <ul style="list-style-type: none"> 移行期間中の学区外就学を開始 	小規模特認校就学希望者
	実施要綱（案）の検討・作成	学務課
R4.6 中旬	実施要綱（案）を付議	教育委員会定例会
	実施要綱の告示	学務課
R4.7 中旬	周知②（小規模特認校への就学案内の周知）	広報・HP 等
R4.7 下旬	説明会② 対象者：小規模特認校就学希望者	小規模特認校就学希望者
R4.11～R5.1	<ul style="list-style-type: none"> 小規模特認校就学希望者の申請受付開始 小規模特認校の学校見学 小規模特認校の校長面談 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模特認校就学希望者 小規模特認校の学校
	小規模特認校転入学審査	学務課
R5.4	小規模特認校転入学開始	

＜留意点＞

※状況により上記の内容は修正される場合がある。

※通学区規則の改正は行わない想定である。

※小規模特認校制度の導入に当たり千葉県への手続きは特にない。